

令和5年度大阪府食の安全安心顕彰制度について

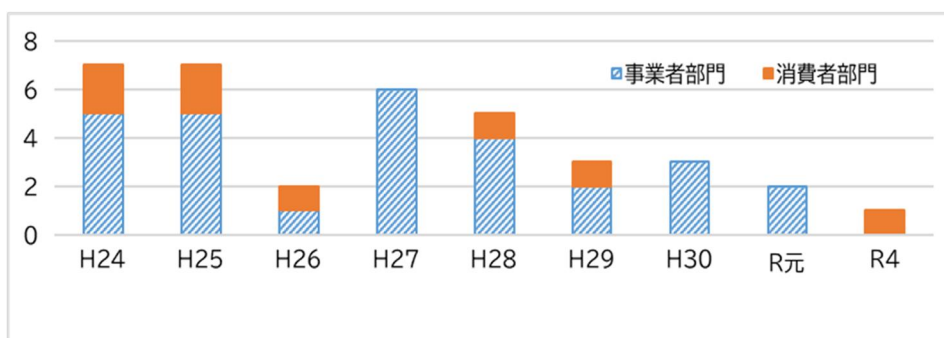
■制度の概要

目的:食の安全安心の確保に関し特に優れた取組をした者を広く顕彰することにより、食の安全安心の取組を活性化する。(食の安全安心推進条例第18条に基づく)

対象:食の安全安心の確保に関し、特に優れた取組をした者(個人・団体)

要件:食の安全安心の確保に関する取組を2年以上継続していること
広域性・適合性・活発性・将来性・独創性・実用性・協働性・総合性の8つのうち、3つ以上を満たしていること

選考:大阪府食の安全安心推進協議会・事業者あり方検討部会において実施



■今年度の顕彰者の推薦等について

○基本的な制度の仕組みは、従前どおりとした。

○推薦者が限られ受賞者が減少していることから、推薦者を、大阪府食の安全安心推進協議会の委員、庁内関係部局に加え、府内の市町村及び保健所、大阪版食の安全安心認証機関にも拡大し、幅広く推薦を可能とした。

○なお、顕彰を受賞した事業者の取組みを広く周知し、府内事業者等の取組みを促進するため、府ホームページで取組みを紹介するとともに、表彰式を以下のイベントに併せて開催する。

・令和6年2月2日(金) 食品に関するリスクコミュニケーション「食品添加物を考える」
(プリムローズ大阪にて開催予定)